

高山市過疎地域持続的発展計画

【計画期間 令和8年度～令和12年度】

岐阜県高山市

目 次

1. 基本的な事項

(1) 高山市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	8
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	8
(7) 計画期間	8
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	8

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	9
(2) その対策	9
(3) 計画（事業計画）	10
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	10

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点	11
(2) その対策	11
(3) 計画（事業計画）	14
(4) 産業振興促進事項	15
① 産業振興促進区域及び振興すべき業種	
② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	15

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	16
(3) 計画（事業計画）	16
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	16

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

- (1) 現況と問題点 17
- (2) その対策 17
- (3) 計画（事業計画） 18
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合 18

6. 生活環境の整備

- (1) 現況と問題点 19
- (2) その対策 19
- (3) 計画（事業計画） 21
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合 22

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上・増進

- (1) 現況と問題点 23
- (2) その対策 23
- (3) 計画（事業計画） 26
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合 27

8. 医療の確保

- (1) 現況と問題点 28
- (2) その対策 28
- (3) 計画（事業計画） 28
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合 28

9. 教育の振興

- (1) 現況と問題点 29
- (2) その対策 29
- (3) 計画（事業計画） 30
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合 30

10. 集落の整備

- (1) 現況と問題点 31
- (2) その対策 31
- (3) 計画（事業計画） 32
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合 32

11. 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	33
(3) 計画（事業計画）	33
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	34
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	35
(3) 計画（事業計画）	35
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	35
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	36
(3) 計画（事業計画）	37
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	37

1. 基本的な事項

(1) 高山市の概況

① 位置

本市は、岐阜県の北部、飛騨地方の中央に位置し、周囲を飛騨市、下呂市、郡上市、大野郡白川村、長野県、富山県、福井県及び石川県に囲まれている。

本庁所在地は、東経137度16分、北緯36度09分、海拔573mに位置している。

② 地理・地形

本市は、東西に約81km、南北に約55kmあり、面積は2,177.61km²の日本一広い市である。面積の約92.1%は森林で占められ、山や川、溪谷、峠などで地理的に分断され、標高差も2,000mを超えるなど、地形的に大きな変化に富んでいる。

北東部には槍ヶ岳、乗鞍岳、穂高連峰などの飛騨山脈（北アルプス）を擁し、中央部には宮川が南から北へ流れ、南部には飛騨川が北から南へ流れ、南西部には庄川が南から北へ流れている。

標高の最高は奥穂高岳の3,190m、最低は上宝町吉野の436mである。

③ 気候

本市の気候は、全体的には内陸気候であり、特に高山地域は盆地のため、内陸性が顕著にあられる。飛騨山脈をはじめ標高の高い山岳地域の気候は、山岳気候となる。

令和6年の年平均気温は13.0℃、8月の最高気温の平均は33.1℃、2月の最低気温の平均は-1.7℃である。最高気温0℃未満の真冬日は4日、最低気温25℃以上の日数は0日となっており、年最深積雪は27cmである。また、風速は年平均1.7m/sで、一年を通じて風の弱い地域である。降水量は年2,133.5mmと、飛騨地方の中では比較的少ないところとなっている。

過去の最高気温の極値は令和元年8月13日の37.7℃、最低気温の極値は昭和14年2月11日の-25.5℃となっている。同じく最高気温25℃以上の夏日の極値は令和6年の130日、最低気温0℃未満の冬日の極値は昭和18年の158日である。

④ 沿革

本市は、昭和11年に市制を施行し、昭和18年に上枝村、昭和30年に大八賀村、平成17年2月1日に周辺9町村（丹生川村、清見村、荘川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、国府町及び上宝村）と合併し、現在の市域となっている。

⑤ 過疎地域の状況

過疎地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）において、「人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域」と規定されており、人口減少率や高齢者人口比率などの要件に該当する地域が国の指定を受けている。

本市では、旧清見村、旧荘川村、旧久々野町、旧朝日村、旧高根村及び旧上宝村の各区域が合併前から現在に至るまで過疎地域に指定されており、過疎地域となるこれらの区域を含み、本市は一部過疎地域に指定されている。なお、本市における過疎地域の面積は、市全体の4分の3を占めている。

過疎地域共通の特徴として、①人口の減少、②高齢化の進展、③若年人口の減少の状況があり、これに伴う将来の維持が危ぶまれる集落の発生、担い手不足による農林業の低迷やそれに伴う雇用の場の減少、住民生活の基盤となる地域医療の確保、公共交通の維持など、依然として多くの課題を抱えている。

⑥ 本計画の対象地域

本計画では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域の指定を受けている清見地域、荘川地域、久々野地域、朝日地域、高根地域及び上宝・奥飛騨温泉郷地域の6地域を対象とする。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本市の人口は、国勢調査の推移では、昭和60年までほぼ一定の伸びが見られたが、その後横ばい状態となった後、平成17年以降、減少が続いている。

本市の国勢調査毎の人口増減をみると、平成2年は95,859人、平成17年には96,231人で、平成2年と比較すると372人の増であった。しかし、平成27年には89,182人で、平成17年と比較すると7,049人の減、令和2年では84,419人となり、平成27年と比較すると4,763人の減となっている。

また、合併時の総数に占める高齢者比率は23.9%であったが、令和12年度には37.1%に達するものと見込まれている。とりわけ過疎地域においては、年々人口減少が続くとともに、少子高齢化が著しい状況である。(P4参照)

一方、本市の産業は、全国有数の観光地であることから、ホテル・旅館等宿泊施設をはじめ、観光関連産業等の第3次産業が中心となっている。

産業別就労人口割合の動向は、第1・2次産業が減少傾向であり、第3次産業が増加傾向となっている。(P5参照)

過疎地域においては、市全体よりも第1次産業の割合が高く、高冷地野菜の栽培や飛騨牛等家畜の飼育が行われている。しかしながら、比較的小規模な農家が多く、従事者の高齢化も進んでいることから、就業者の減少が進み、耕作放棄地の増加も危惧されている。

表 1－1 (1)人口の推移（国勢調査）

(単位：人)

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	95,037	95,859	0.9%	96,231	0.4%	89,182	-7.3%	84,419	-5.3%
0～14 歳	21,918	17,526	-20.0%	14,189	-19.0%	11,972	-15.6%	10,547	-11.9%
15～64 歳	62,589	63,782	1.9%	59,050	-7.4%	49,548	-16.1%	45,399	-8.4%
うち 15～29 歳(a)	17,491	17,317	-1.0%	14,303	-17.4%	10,544	-26.3%	9,559	-9.3%
65 歳以上(b)	10,529	14,550	38.2%	22,982	58.0%	27,550	19.9%	28,093	2.0%
(a)/総数 若年者比率	18.4%	18.1%	-	14.9%	-	11.8%	-	11.3%	-
(b)/総数 高齢者比率	11.1%	15.2%	-	23.9%	-	30.9%	-	33.3%	-

うち「過疎地域」分

(単位：人)

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	16,649	15,604	-6.3%	14,442	-7.4%	12,386	-14.2%	10,905	-12.0%
0～14 歳	3,535	2,629	-25.6%	1,966	-25.2%	1,429	-27.3%	1,135	-20.6%
15～64 歳	10,783	10,013	-7.1%	8,213	-18.0%	6,393	-22.2%	5,365	-16.1%
うち 15～29 歳(a)	2,543	2,279	-10.4%	1,810	-20.6%	1,224	-32.4%	1,011	-17.4%
65 歳以上(b)	2,331	2,962	27.1%	4,263	43.9%	4,552	6.8%	4,398	-3.4%
(a)/総数 若年者比率	15.3%	14.6%	-	12.5%	-	9.9%	-	9.3%	-
(b)/総数 高齢者比率	14.0%	19.0%	-	29.5%	-	36.8%	-	40.3%	-

表 1－1 (2)人口の見通し（高山市人口ビジョン）

(単位：人)

区 分		令和 7 (2025) 年		令和 12 (2030) 年	
		推計値	構成比	推計値	構成比
総 数		78,262	-	73,101	-
参 考	若年者人口 (0～14 歳)	8,831	11.3%	7,383	10.1%
	生産年齢人口 (15～64 歳)	41,669	53.2%	38,565	52.8%
	高齢者人口 (65 歳～)	27,762	35.5%	27,153	37.1%

表 1－1 (3)産業別就労人口割合の動向（国勢調査）

(単位：人)

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	51,391	52,748	2.6%	52,436	-0.6%	48,373	-7.7%	45,820	-5.3%
第 1 次産業 就労人口比率	17.6%	13.1%	-	10.9%	-	10.9%	-	10.5%	-
第 2 次産業 就労人口比率	31.4%	30.6%	-	24.8%	-	23.0%	-	22.4%	-
第 3 次産業 就労人口比率	51.0%	56.3%	-	64.3%	-	66.1%	-	67.1%	-

うち「過疎地域」分

(単位：人)

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	9,547	9,225	-3.4%	8,085	-12.4%	7,053	-12.8%	6,258	-11.3%
第 1 次産業 就労人口比率	31.6%	22.0%	-	17.4%	-	17.1%	-	16.4%	-
第 2 次産業 就労人口比率	29.5%	31.4%	-	21.8%	-	22.3%	-	20.8%	-
第 3 次産業 就労人口比率	38.9%	46.6%	-	60.8%	-	60.6%	-	62.8%	-

(3) 行財政の状況

本市の財政の健全性を判断する財政健全化判断比率は、事業評価を踏まえた各種事業の見直しや一般行政経費の節減、地方債残高の縮減などの取り組みにより、早期健全化が必要とされる基準を下回っている状況にある。

今後も、まちづくりの基本である高山市第九次総合計画に基づき、効率的かつ効果的な行政運営を推進するため、歳入の安定的な確保と歳出の適正化による健全な財政基盤の構築を図るとともに、財政の透明性の確保と長期の財政収支の見通しなどにより、持続可能な財政運営を推進することとしている。

表 1－2 (1)財政の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	55,060,339	52,242,792	63,753,062
一般財源	42,261,849	37,011,978	38,857,420
国庫支出金	6,760,945	6,630,647	16,514,913
県支出金	2,325,334	3,178,767	3,485,835
地方債	3,321,400	2,380,400	2,827,400
うち過疎債	0	0	442,100
その他	390,811	3,041,000	2,067,494
歳出総額 B	50,379,059	48,244,590	60,702,970
義務的経費	20,218,740	20,127,738	19,397,422
投資的経費	8,984,303	8,892,418	7,527,731
うち普通建設事業	8,966,557	7,196,666	6,262,821
その他	21,176,016	19,224,434	33,777,817
過疎対策事業費	1,418,761	1,035,628	1,589,683
歳入歳出差引額 C(A-B)	4,681,280	3,998,202	3,050,092
翌年度へ繰越すべき財源 D	1,393,260	941,982	1,475,466
実質収支 C-D	3,288,020	3,056,220	1,574,626
財政力指数	0.54	0.52	0.53
公債費負担比率	15.8	15.2	10.4
実質公債費比率	10.7	8.7	5.5
起債制限比率	－	－	－
経常収支比率	73.4	77.6	85.6
将来負担比率	－	－	－
地方債現在高	48,286,228	32,272,433	21,392,643

表 1－2 (2)主要公共施設等の状況（市全域）

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市道					
改良率 (%)	17.2	36.7	46.0	51.0	53.4
舗装率 (%)	20.8	50.3	64.3	72.8	74.1
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	49.1	38.1	43.6	64.1	59.2
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	3.6	5.3	5.9	5.0	5.0
水道普及率 (%)	83.8	88.1	96.4	99.7	99.8
水洗化率 (%)	0.0	7.8	28.5	93.0	96.2
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	8.9	8.7	10.6	13.0	10.6

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、持続可能な地域の形成、地域資源を活用した地域活力の更なる向上等の過疎地域における持続的発展に資するため、過疎地域における総合的かつ計画的な対策を推進することを目的とする。

なお、過疎地域における対策の推進に当たっては、第九次総合計画の基本理念である「人を育み 未来につなぐ」を念頭に、少子高齢化が進み、人口減少が見込まれる中であっても、市民の暮らし、生活基盤を整えていくための取り組みを推進する。

また、第九次総合計画の重点戦略として掲げる「先人から受け継がれた有形無形の財産を守り、育て、そして未来につなぐための 人づくり」に基づくとともに、単独の過疎地域の取り組みだけでなく「地域間連携（エリア）のまちづくり」による地域の枠を超えた視点で各種事業を実施することとする。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

高山市第九次総合計画に掲げる指標に基づき、人口の目標値を設定する。

（基本目標）

指標	指標の説明	現状値		目標値	
人口 (市全体)	10月1日現在における市内 に居住する人口	令和2年 (2020年)	84,419人	令和12年 (2030年)	73,519人
人口 (過疎地域)			10,905人		9,028人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、毎年度実施する事業評価や市民アンケート等の結果に基づき評価を行い、ホームページ等で公表する。

(7) 計画期間

計画期間については、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる公共施設の総合的かつ計画的な管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

- ・移住者が集まり、住み続けられる環境を整備する必要がある。
- ・移住者を受け入れ、住民として共に支え合う意識を醸成する必要がある。
- ・事業継承のための取り組みや、特色ある地域産品、そのための基盤となる環境整備など、生産地づくりが求められている。

② 交流・人材育成

- ・姉妹友好都市等とのつながり（歴史）を再確認するとともに、次世代に継承する必要がある。
- ・様々な分野における交流により、地域の活性化や心の豊かさの創出を図る必要がある。
- ・異なる文化や慣習を認め合い、共に生きる社会を構築する必要がある。
- ・地域の伝統的な技法の継承に対する支援の必要がある。
- ・災害に備え、市民の防災意識の向上を図るとともに、各地区における防災計画の策定や防災リーダーの育成を促進する必要がある。

(2) その対策

① 移住・定住

○移住者が定住しやすい環境の整備

- ・市内で充実して暮らす若者等の姿、まちや職場の魅力などの情報の発信強化により、地域の成長と発展に寄与するU I J ターン者の確保を図る。
- ・移住する人や移住した人の想いに寄り添った暮らしへの支援により、暮らしたい、戻ってきたいと思えるまちづくりをすすめる。

○移住者への理解の促進

- ・民間事業者と連携した移住者と地域住民との交流イベントなどにより、互いに理解し合い、協力して豊かな地域社会を築いていく環境づくりを促進する。

○特色を活かした生産地づくり

- ・移住者や県立森林文化アカデミーの学生への支援により、新たな担い手の確保と定着を図る。

② 交流・人材育成

○国内外の姉妹友好都市等との交流

- ・国内外の姉妹友好都市などとの継続的な交流により、産業経済をはじめとした地域の活性化や人々の心の豊かさの創出を図るとともに、広い視野を持った次世代の人材育成を図る。

○異なる文化や慣習を認め合い、共に生きる社会の構築

- ・在住外国人への暮らしに必要な様々なサポートや外国人材受入事業者への支援などにより、異なる文化を持つ人々が互いに安心して暮らせる環境づくりに取り組む。

- ・外国語講座や異文化交流イベントなどの開催により、多様な文化や異なった価値観を尊重する市民意識の醸成を図るとともに、相互理解を深める。

○飛騨の匠の技を継承する人材の確保

- ・伝統建築産業などの後継者育成や伝統構法への支援により、飛騨の匠の技を継承する人材を確保する。

○市民の防災意識向上と地域防災力の強化

- ・災害時に必要な知識やスキルを身につけるための防災リーダーの育成や防災教育の推進などにより、災害に対応できる人材の育成をすすめる。

<エリア連携>

○街道景観と都市部とのアクセスを有するエリア(清見地域・荘川地域)

- ・自然や農業を体験できる施設などを活用した観光・交流の振興

○高地の特性と長野県方面からのアクセスを有するエリア(久々野地域・朝日地域・高根地域)

- ・スポーツ合宿誘致に向けた地元活動の促進
- ・クラフト361など沿線の特徴を活かした民間活動

○高規格道路沿線（延伸）の立地を有するエリア(高山地域・丹生川地域・清見地域・荘川地域・上宝・奥飛騨温泉郷地域)

- ・自然や農業を体験できる施設などを活用した観光・交流の振興

(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	・移住交流促進事業	高山市	
	(2)地域間交流	・農業体験施設等管理事業 ・道の駅等管理事業 ・高地トレーニング強化拠点施設活用事業		
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 ・移住・定住 ・地域間交流	・若者定住促進事業 ・空家等対策事業 ・地域政策推進事業		
		・大学連携推進事業 ・都市交流促進事業 ・農業振興地域整備計画推進事業 ・国際交流事業 ・スポーツ推進事業 ・高地トレーニング強化拠点施設活用事業【再掲】		
		・人材育成 ・多様性推進事業 ・災害対策事業 ・林業担い手育成事業		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類

型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 森林政策

- ・年代を問わず、森や木に触れられる環境、森や木を活用した教育など、機会の創出が求められている。
- ・森林整備によるカーボンオフセットなど、地球温暖化対策に資する森林づくりをすすめるため、都市部自治体との連携拡大が求められている。
- ・森林環境譲与税の有効活用による地球温暖化防止、国土保全及び水源のかん養などの森林の多様な機能の増進が求められている。

② 農業・林業・畜産業

- ・事業継承のための取り組みや、特色ある地域産品、そのための基盤となる環境整備など、生産地づくりが求められている。（再掲）
- ・企業や組合、生産者、あらゆる関係者が一丸となった販路の拡大が求められている。
- ・生産者が安心して生産活動を行うための環境を整備する必要がある。

③ 商業・工業

- ・域外市場産業の高付加価値化や競争力の強化が求められている。
- ・時代やニーズの変化に柔軟に対応した企業経営や長年にわたり培われた技術の継承、円滑な事業承継が求められている。
- ・新技術や新生産方式の導入促進、生産性の向上が求められている。
- ・魅力ある商業空間の形成と地域の拠点づくりが求められている。

④ 雇用・労働

- ・誰もが働きやすい、働きがいのある労働環境の整備が求められている。
- ・多様な雇用機会の創出と地元企業への就労促進が求められている。

⑤ プロモーション・観光

- ・郷土に対する誇りと先人たちの築き上げた有形無形の財産の効果的な発信が求められている。
- ・観光客や飛騨高山と関係のある人々との関係を活かし、地域の課題解決を図る必要がある。

(2) その対策

① 森林政策

○あらゆる世代が木に親しむ機会の創出

- ・幼少期から大人まで世代に応じた木育・森林環境教育により、森林に対して責任ある行動をとることができる人づくりをすすめる。

○都市部連携による森林づくりの推進

- ・都市部自治体との連携拡大により、森林整備によるカーボンオフセットや木材利用、普及啓発など、地球温暖化対策に資する森林づくりをすすめる。

○森林環境譲与税の有効活用による森林の多様な機能の増進

- ・森林環境譲与税の活用により、水源林の保全や災害に強い森林づくりなどの森林の有する公益的機能の増進や、公益的機能に関する普及啓発を図る。

② 農業・林業・畜産業

○特色を活かした生産地づくり

- ・新たな農業技術導入などの促進により、生産性を高め、地域特性を活かした魅力的な農業生産地づくりをすすめる。
- ・幅広い世代で農業への関心を高め、多様な担い手や働き手の確保、遊休農地の解消などにより、持続可能な農業をすすめる。
- ・家畜改良事業の推進や耕畜連携により、畜産業者が安心して経営できる畜産生産地づくりをすすめる。
- ・繁殖牛舎等の整備や自立経営への支援などにより、新たな担い手の確保と定着を図る。
- ・地籍調査や森林推定地番図の作成などにより、森林所有者の特定を図り、個人所有の森林整備を加速させる。
- ・生産性の高い森林のゾーニングなど、戦略的かつ計画的な森林整備により、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を図る。
- ・移住者や県立森林文化アカデミーの学生への支援により、新たな担い手の確保と定着を図る。(再掲)

○関係者が一丸となった販路拡大

- ・地方卸売市場の活用などにより、農業者と観光事業者などとの連携による地産地消や農産物の販路拡大をすすめる。
- ・全国和牛能力共進会への出品などにより、関係機関と連携し飛騨牛の高品質化及び販路拡大をすすめる。
- ・林業や木材産業などとの連携拡大により、スギやヒノキなどの針葉樹だけでなく広葉樹の販路拡大をすすめる。

○安心して生業を営むことができる環境整備

- ・優良農地の確保や農業用施設の長寿命化、鳥獣による被害防止の推進により、安心して農業を営むための環境整備を図る。
- ・家畜診療技術の高度化により、効果的で効率的な診療体制の強化と、安心して畜産業を営むための環境整備を図る。

③ 商業・工業

○域外市場産業の成長促進

- ・商品・サービスの高付加価値化やマーケティングの強化、特産品の販路拡大などの促進により、域外市場産業の成長を図る。

○事業継続力の強化と技術の継承

- ・中小・小規模事業者の経営基盤の強化や事業承継、市内への本社機能移転などの促進により、事業の継続と産業構造の多様化を図る。

○イノベーションの促進と生産性の向上

- ・DXの推進や最新技術の活用促進、起業・創業しやすい環境づくりなどにより、市内産業のイノベーションを誘発するとともに生産性の向上を図る。

○地域の特色や資源の活用による魅力ある商業空間の形成と地域の拠点づくり

- ・地域の特色や資源の活用などにより、魅力ある商業空間や地域の拠点づくりをすすめる。

④ 雇用・労働

○多様な人材が働きやすい、働きがいのある労働環境の整備

- ・多様な人材の確保・育成により、働きがいのある労働環境の整備を促進する。

○多様な雇用機会の創出と地域の魅力の発信などによる地元企業への就労促進

- ・地域の魅力を市内外に発信するなど、地元企業との連携により、地元就職と地域への定着の促進を図る。

⑤ プロモーション・観光

○郷土に対する誇りと飛騨高山ブランドの効果的な発信

- ・飛騨高山の有する様々な魅力や価値の再認識と磨き上げにより、生まれ育った地域への愛着と郷土への誇りの醸成を図る。
- ・多様な情報媒体などを活用した情報発信により、飛騨高山ブランドの認知度の向上を図る。
- ・ふるさと納税の返礼品として地場産品や体験型メニューなどを提供することにより、地域内産業の活性化を促進する。

○観光を活かした持続可能な地域づくりの推進

- ・観光を活用した地域資源の保護・活用や人材育成、郷土愛の醸成により、選ばれ続ける観光地づくりをすすめる。
- ・観光客の安全・安心・快適な受入れ体制の整備により、滞在環境の充実を図る。
- ・観光を活用して産業・地域・人をつなぎ、相互連携や役割分担の明確化により、住んでよし、訪れてよしの持続可能な地域づくりをすすめる。

<エリア連携>

○国内有数の山岳資源や温泉資源を有するエリア(丹生川地域・上宝・奥飛騨温泉郷地域)

- ・松本高山 Big Bridge (ビッグブリッジ) 構想の推進
- ・飛騨山脈ジオパーク構想の推進
- ・奥飛騨温泉郷活性化基本構想の推進
- ・グリーンツーリズム、エコツーリズム等の体験型の観光の推進

○街道景観と都市部とのアクセスを有するエリア(清見地域・荘川地域)

- ・道の駅の販売促進及び地域食材の提供
- ・農業・畜産の担い手への農地等の集積・集団化・大規模化

○南北の連携軸を有するエリア(高山地域・一之宮地域・久々野地域・国府地域)

- ・日本遺産を活用した周遊型の観光の推進
- ・伝統工芸品の活用と保存継承
- ・地域を周遊する e バイクツアーの促進

○高規格道路沿線(延伸)の立地を有するエリア(高山地域・丹生川地域・清見地域・荘川地域・上宝・奥飛騨温泉郷地域)

- ・奥飛騨温泉郷活性化基本構想の推進(再掲)
- ・農業・畜産の担い手への農地等の集積・集団化・大規模化(再掲)
- ・企業立地の推進

(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 ・ 農業	・ 農業施設等整備費助成事業 ・ 環境保全型農業推進事業 ・ 農業土木施設整備事業 ・ 県営土地改良事業 ・ 土地改良事業 ・ 繁殖牛舎整備費助成事業 ・ 家畜防疫衛生事業 ・ 耕作放棄地対策事業 ・ 牧場運営事業	高山市	
	・ 林業	・ 林道管理事業 ・ 林道整備事業 ・ 分収造林整備事業 ・ 生活環境保全林管理事業 ・ 100 年先の森林づくり推進事業 ・ 市有林整備事業 ・ 市産材利用推進事業		
	(3)経営近代化施設 ・ 農業	・ スマート農業導入事業 ・ 営農推進対策事業 ・ 6 次産業化支援事業		
	(4)地場産業の振興 ・ 流通販売施設	・ 道の駅等管理事業【再掲】		
	(5)企業誘致	・ 企業誘致対策事業		
	(6)起業の促進	・ 創業支援事業		
	(9)観光又はレクリエーション	・ 観光施設運営事業 ・ 観光施設運営事業（特別会計） ・ 奥飛騨温泉郷活性化事業		
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 ・ 第 1 次産業	・ 新規就農者等育成支援事業 ・ 農業制度資金等利子補給事業 ・ 中山間地域等直接支払事業 ・ 農業振興地域整備計画推進事業【再掲】 ・ 農作物獣害防止対策事業 ・ 農村環境多面的機能向上事業 ・ 牧場運営事業【再掲】 ・ 家畜診療所運営事業 ・ 繁殖雌牛導入支援事業 ・ 家畜人工授精事業 ・ 家畜改良推進事業 ・ 優良飛騨牛固定推進事業 ・ 林業担い手育成事業【再掲】 ・ 森林づくり交流推進事業 ・ 地籍調査事業		

	・商工業・6次産業化	・ブランド推進事業 ・働き方改革推進事業 ・商工関係団体支援事業 ・伝統的工芸品産業等振興事業 ・商工会議所等助成事業 ・地域経済戦略事業 ・地産地消推進事業 ・障がい者就労支援事業 ・中小企業新技術導入事業 ・中小企業融資事業 ・物産宣伝推進事業 ・地場産業振興事業 ・地域特産物振興助成事業		
	・観光	・観光案内所運営事業 ・観光推進事業 ・誘客プロモーション推進事業		
	・その他	・事業承継支援事業 ・雇用促進事業 ・勤労者融資事業 ・ふるさと寄附推進事業 ・大学連携推進事業【再掲】 ・多様性推進事業【再掲】		
	(11)その他	・自然公園等管理事業		

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
清見地域、荘川地域、久々野地域、朝日地域、高根地域、上宝・奥飛騨温泉郷地域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

① 地域における情報化

- ・社会情勢等に対応した効率的・効果的な組織体制を構築する必要がある。
- ・デジタル技術の活用による市民サービスを向上する必要がある。

(2) その対策

① 地域における情報化

○社会情勢等に対応した効率的・効果的な組織体制の構築

- ・住民異動手続きや各種証明書発行のスマート化などにより、市民サービスの向上及び業務の効率化を図る。

○デジタル技術の活用による市民サービスの向上

- ・デジタル化などを通じた行政全般にわたる業務最適化や市民の利便性向上を図る。
- ・デジタル技術やデータを有効活用して課題解決や新たな価値の創造につなげていくことができる人材の育成や確保をすすめる。

(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(3)その他	・デジタル推進事業 ・災害対策事業【再掲】	高山市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 交通施設の整備

- ・公共交通の利用環境の向上を図る必要がある。
- ・中部縦貫自動車道の延伸や、東海北陸自動車道の4車線化、都市計画道路松之木千島線の整備など、道路交通網の大きな変化へ対応する必要がある。
- ・災害や老朽化・長寿命化対策、将来にわたる維持管理など、道路や河川環境の維持が求められている。

② 交通手段の確保

- ・地域の実情に沿った公共交通体制を確保する必要がある。
- ・既存の方法にとらわれない新たな手法の取り組みが求められている。
- ・公共交通の利用環境の向上を図る必要がある。(再掲)

(2) その対策

① 交通施設の整備

○公共交通の利便性の向上

- ・待合スペース等の整備などにより、公共交通の利用環境の向上を図る。

○早期の幹線道路ネットワークの構築

- ・中部縦貫自動車道や国道41号石浦バイパス、東海北陸自動車道全線4車線化など広域交通網の整備促進とともに、インターチェンジ周辺をはじめ沿線の地域活性化を図る。

○官民連携による快適な道路・河川環境の維持

- ・道路台帳や除雪業務のデジタル化の推進により、市民の利便性の向上と効率的な除雪を図る。
- ・都市計画道路などの交差点改良や幹線市道の計画的な長寿命化改修により、快適な道路環境の維持・向上を図る。

② 交通手段の確保

○地域の実情やニーズに応じた公共交通体制の確立

- ・のらマイカーやまちなみバス、匠バスなどの運行ルートやダイヤの見直しにより、利用しやすい地域公共交通の確保を図る。
- ・バスやタクシーなど市民の移動を支える運転手の確保への支援により、公共交通の維持・向上を図る。

○公共交通の利便性の向上（再掲）

- ・公共交通利用に対する各種補助制度の拡充や見直しを行う。

<エリア連携>

○街道景観と都市部とのアクセスを有するエリア(清見地域・荘川地域)

- ・東海北陸自動車道全線4車線化の促進

○高規格道路沿線（延伸）の立地を有するエリア（高山地域・丹生川地域・清見地域・荘川地域・上宝・奥飛騨温泉郷地域）

- ・中部縦貫自動車道の整備促進、中間インターチェンジの整備促進
- ・東海北陸自動車道全線４車線化の促進（再掲）

(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 ・道路 ・橋りょう ・その他	・道路新設改良事業 ・道路河川等整備推進事業 ・道路橋りょう維持修繕事業 ・道路橋りょう管理事業 ・橋りょう長寿命化改良事業	高山市	
		・県営土木事業 ・中部縦貫自動車道等推進事業 ・道路台帳管理事業		
	(8)道路整備機械等	・除雪対策事業		
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 ・公共交通	・総合交通対策事業 ・外出支援事業		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 住宅・公園・景観

- ・安心して生活ができる住宅環境が求められている。

② 道路・河川

- ・災害や老朽化・長寿命化対策、将来にわたる維持管理など、道路や河川環境の維持が求められている。(再掲)

③ 水道施設・下水道処理施設

- ・独立採算が求められる企業会計として、経営基盤を強化する必要がある。
- ・将来を見据えたコスト削減のための整備や災害に強いインフラ環境が求められている。

④ 防災・危機管理

- ・災害に備え、市民の防災意識の向上を図るとともに、各地区における防災計画の策定や防災リーダーの育成を促進する必要がある。(再掲)
- ・発災時の被害を最小限に抑えるための取り組みが求められている。
- ・発災時の安全・安心が確保できる体制の充実が求められている。

⑤ 消防・救急

- ・消防団をはじめとした地域の消防力を高める取り組みが求められている。
- ・緊急時に迅速に対応できる環境を整備する必要がある。

⑥ 生活環境・資源循環

- ・新ごみ処理施設の円滑な運用、埋立処分場の延命化など、現状を踏まえたごみの適正処理に対応する必要がある。
- ・生活環境保全のため、ごみ排出方法の周知徹底及び循環型社会の形成が求められている。

(2) その対策

① 住宅・公園・景観

○良質で住み続けられる住宅環境の整備

- ・耐震診断から耐震改修への効果的な誘導により、安全で安心して暮らすことができる住宅環境の整備を図る。
- ・市営住宅の適正な配置により、住宅に困窮する市民へ安定的な住環境の提供を行う。

② 道路・河川

○官民連携による快適な道路・河川環境の維持

- ・水門の遠隔監視や自動制御化により、降雨時などの住宅地への流入抑制を早期に行う仕組みを構築する。

③ 水道施設・下水道処理施設

○持続可能で効率的な経営

- ・上下水道の適正な料金設定により、安定的な経営環境への改善を図る。

○将来を見据えた効率的な施設・設備の維持

- ・配水区域の再編、下水道処理区の再編・下水道管情報のデジタル化により、将来への負担

の軽減を図る。

- ・水源地域の保全と徹底した水質管理により、安全で安心して飲める水道水を提供する。
- ・汚水の適正な処理により、快適な生活環境と流域の良好な水質を確保する。
- ・施設や設備の強靱化により、災害時においても安心して利用できる上下水道サービスを提供する。

④ 防災・危機管理

○市民の防災意識向上と地域防災力の強化

- ・地域住民による地区防災計画の策定を促進するとともに、実践的な防災訓練を実施することにより、地域における防災体制の確立をすすめる。
- ・災害時に必要な知識やスキルを身につけるための防災リーダーの育成や防災教育の推進などにより、災害に対応できる人材の育成をすすめる。（再掲）

○災害情報共有の推進と避難所機能の充実

- ・老朽化した防災行政無線機器の更新をはじめ、多様な情報伝達手段を確保し、市民への迅速で確実、かつ安定的・効果的な情報共有を図る。
- ・要支援者や観光客など、誰もが安全に避難できる体制づくりをすすめる。
- ・避難所運営マニュアルの見直しや災害備蓄品の確保、分散備蓄の推進などにより、避難所機能の充実を図る。

○関係機関等との連携強化（広域防災体制の構築）

- ・大規模災害時に円滑な応援や受援が可能となるよう、国・県、姉妹友好都市、災害応援協定締結団体などとの連携強化を図る。

⑤ 消防・救急

○持続可能な消防団体制等地域消防力の強化

- ・消防団関連イベントや広報活動などにより、市民の消防団への理解度や消防団員のやりがいの向上を図る。
- ・様々な人材を確保することにより、消防団活動の活性化を図る。
- ・消防団員の処遇改善と負担軽減などにより、消防団の維持と地域消防力の強化を図る。

○消防・救急体制の確立

- ・消防指令システム等の更新整備により、消防力の強化を図る。
- ・救急と医療機関の連携による搬送体制の整備により、市民の生命を守る。
- ・近隣の自治体等との連携などにより、市民が安心して暮らせる消防・救急体制づくりをすすめる。

⑥ 生活環境・資源循環

○ごみ処理を取り巻く環境への対応

- ・新ごみ処理施設の整備と環境性能を活かした運用により、飛騨高山にふさわしいクリーンな環境づくりを図る。
- ・新ごみ処理施設の稼働を踏まえ、ごみの処分体制を家庭系・事業系それぞれの特性に合わせたものに見直すことにより、ごみの減量化やごみ排出方法の改善を図る。

○循環型社会の形成など公衆衛生環境の確保

- ・資源化施設の整備及び3R（リデュース、リユース、リサイクル）のさらなる推進により、循環型社会の形成を図る。

- ・ごみのポイ捨て、路上喫煙禁止の啓発強化、海洋プラスチックごみ対策や環境配慮行動の推進などにより、生活環境の保全を図る。

(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 ・ 上水道 ・ 簡易水道	・ 水道施設管理事業（企業会計） ・ 原水及び浄水施設整備事業（企業会計） ・ 配水施設拡張事業（企業会計） ・ 水道施設改良事業（企業会計）	高山市	
	(2)下水処理施設 ・ 公共下水道 ・ 農村集落排水施設	・ 公衆便所管理事業 ・ 下水道施設管理事業（企業会計） ・ 下水道管きょ施設事業（企業会計） ・ 下水道処理場建設事業（企業会計）		
	(3)廃棄物処理施設 ・ ごみ処理施設	・ ごみ焼却処理事業 ・ ごみ埋立処理事業 ・ ごみ収集事業 ・ ごみ処理施設建設事業 ・ 資源化推進事業		
	・ し尿処理施設	・ し尿処理施設管理事業		
	(4)火葬場	・ 火葬場管理事業		
	(5)消防施設	・ 消防施設整備事業 ・ 消防車両整備事業 ・ 消防水利施設整備事業 ・ 消防資器材整備事業 ・ 災害対策事業【再掲】 ・ 消防署運営事業 ・ 消防団運営事業		
	(6)公営住宅	・ 市営住宅管理事業		
	(7)過疎地域持続的発展特別事業 ・ 防災・防犯	・ 消防本部運営事業 ・ 消防署運営事業【再掲】 ・ 予防事業 ・ 警防事業 ・ 救急事業 ・ 消防団運営事業【再掲】 ・ 総合防災訓練事業		
	・ その他	・ 総合交通対策事業【再掲】		
	(8)その他	・ 建築物耐震対策事業 ・ 急傾斜地崩壊対策事業 ・ 生活環境保全事業 ・ 普通河川整備事業 ・ 交通安全推進事業 ・ 消費行政活動推進事業 ・ 交通安全対策事業 ・ アスベスト対策事業 ・ 浄化槽整備費助成事業		

		・河川管理事業		
--	--	---------	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上・増進

(1) 現況と問題点

① 地域福祉

- ・多様化、複雑化する課題やニーズに対応する支援や対策が求められている。
- ・自立した生活に向けての支援や安全安心で快適な環境の整備などの取り組みが求められている。

② 障がい者福祉

- ・障がい者の地域での自立した生活を維持できる環境の整備が求められている。
- ・早期発見や適切な対応へとつなげるための地域社会が一体となった支援が求められている。

③ 高齢者福祉

- ・介護が必要となる状態を予防し、社会で活躍できる状態を長く続けられる取り組みが求められている。
- ・介護が必要となった場合でも、住み慣れた地域での生活が維持できる仕組みが求められている。
- ・高齢者が安心して必要な介護サービスが受けられる環境が求められている。

④ 児童福祉

- ・核家族化や地域のつながりの希薄化による子育ての孤立化への支援が求められている。
- ・こどもや家庭の多様化・複雑化する困りごとに対して、成長段階に応じた切れ目のない支援が求められている。

⑤ 医療・保険

- ・安定した、公平な医療保険制度を維持する必要がある。

⑥ 健康・保健

- ・健康寿命の延伸に向けた取り組みや病気の予防に向けた早期からの対策に取り組む必要がある。
- ・体の健康だけでなく、心も健康でいられる社会を目指すことが求められている。
- ・健康に関心の薄い人や若者から高齢者までの幅広い世代に対して、誰もが無理なく健康的な生活を送ることができる環境の整備が求められている。

⑦ こども・子育て

- ・こどもが健やかに育つため、成育環境の確保や発育・発達支援が求められている。
- ・経済負担の軽減や保育・幼児教育の充実が求められている。
- ・若い世代が結婚や出産の夢をかなえ、地域が子育て家庭を温かく支えるなど、まちぐるみでこどもを育てることが求められている。

(2) その対策

① 地域福祉

- 地域全体が助け合う社会の実現

- ・福祉ボランティアや市民活動団体の育成強化、ボランティア活動への参加促進などにより、地域全体が助け合う社会の実現を図る。

○自立した生活を実現するための不安の解消

- ・孤独・孤立や生活困窮などへの支援体制の強化により、暮らしの中で直面する様々な課題に対し、寄り添いながら包括的で効果的な支援をすすめる。
- ・多くの機関が連携しながら相談や支援につなげる重層的支援体制の構築により、複雑化した生活課題への対応や市民生活の不安解消を図る。

② 障がい者福祉

○自立した地域生活の維持継続

- ・地域生活支援拠点の機能の充実・強化により、障がい者の日常生活の自立や社会参加を促進する。
- ・障がい福祉人材の育成・確保により、安定的な障がい福祉サービスの提供を図る。

○地域社会が一体となった支援体制の確立

- ・基幹相談支援センターの体制強化により、障がい者やその家族が直面する様々な課題に対する専門的な支援や情報提供を行う。
- ・福祉事業者や地域との連携の強化などにより、障がい者の親亡き後や障がい者及び介護者が高齢になっても、いつまでも地域で安心して暮らせる体制づくりをすすめる。

③ 高齢者福祉

○高齢者の社会参加の促進

- ・介護予防の推進により、高齢になっても心身ともに健康で活躍できる環境整備を図る。

○住み慣れた地域で生活を維持するための仕組みの構築

- ・判断能力が不十分な方や身寄りのない高齢者などの生活課題への支援体制の充実により、誰もが安心して年齢を重ねられる地域づくりをすすめる。
- ・認知症に対する理解を促進することなどにより、認知症フレンドリー社会の実現を図る。
- ・在宅生活に対する支援などにより、高齢者が安心して暮らせる地域づくりをすすめる。
- ・地域のニーズに応じた買い物支援などにより、住み慣れた地域での生活の維持を図る。

○安定した介護サービスの提供

- ・介護人材の育成・確保により、安定的な介護サービスの提供を図る。
- ・介護事業所との連携などにより、必要な介護サービスが提供できる体制の維持を図る。
- ・デジタル技術の活用により、介護サービス事業の効率化を図る。

④ 児童福祉

○誰一人取り残さない切れ目のない支援体制の充実

- ・学校や地域、関係団体等のサポートネットワークの整備などにより、こどもやその家族が安心して暮らせる地域づくりをすすめる。
- ・こども家庭相談システムの導入などにより、こどものライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図る。

⑤ 医療・保険

○安定的で持続可能な医療保険制度の運営

- ・介護予防と一体的な保健事業の推進により、高齢でも心身ともに健康で活躍できる環境整備をすすめる。

- ・特定健康診査・保健指導の受診率向上などにより、被保険者の健康保持と増進を図るとともに、医療費適正化や収納率の維持向上による公的医療保険制度の安定的な財政運営を行う。

⑥ 健康・保健

○生活習慣病の発症、重症化予防

- ・健診結果に基づいた保健指導により、健康寿命の延伸を図る。
- ・ライフステージに応じた健康づくりを啓発することにより、生活習慣の改善を図る。

○こころの健康増進

- ・相談体制の充実などにより、こころの健康の保持と増進を図る。
- ・悩んでいる人に気づき、適切な対応ができるゲートキーパーの育成などにより、個人が社会とつながりを持ちやすくする環境づくりをすすめる。

○健康を支える環境の整備

- ・インセンティブ制度等の活用により、健康に関心が薄い人をはじめ、市民が健康づくりに取り組むことができる社会環境づくりをすすめる。
- ・ワクチン接種への支援により、市民の感染症や病気の防止を図る。
- ・デジタル技術を活用した健康情報の見える化などにより、健康に対する意識の向上を図る。
- ・若年層からの健診や、多様な主体（医師・学校・企業・医療保険者等）との連携などにより、切れ目のない健診・保健指導を図る。

⑦ こども・子育て

○こどもが心身ともに健やかに育つ環境の整備

- ・屋内外の「こどもの遊び場」の魅力向上のための施設整備と活用促進により、楽しく、健やかにこどもが育つための環境の創出、地域への誇りと愛着の醸成を図る。
- ・放課後児童クラブに専用アプリを導入し、効果的に運用することにより、保護者などの負担軽減やサービス向上、こどもの健全育成のための環境整備をすすめる。
- ・こどもが安心して自分らしく過ごすことのできる「居場所」を持てるよう、官民連携による環境整備と利用促進により、誰一人取り残さない地域づくりをすすめる。
- ・胎児期から成人期までの切れ目のない健診や支援により、生活習慣病や社会生活への不適應を予防し、心身の健康増進を図る。
- ・保護者や支援者への発達段階に応じた適切な対応や方法を学ぶ場の提供により、こどもの健全な成長や発達支援をすすめる。

○こどもを安心して生み育てられる子育て支援の充実

- ・子育てにかかる経済負担の軽減のための各種の給付や助成の充実などにより、出産や子育ての希望をかなえ、こどもや家庭が温かく見守られ、支えられる地域づくりをすすめる。
- ・保育や幼児教育、その他多様な託児サービスの提供とともに、必要な人材の確保・育成により、保護者が就労と子育てを両立し、こどもが豊かに育まれる環境整備を図る。
- ・親子の愛着形成の促進などきめ細かな子育て支援の充実により、安心してこどもを生み育てやすい地域づくりをすすめる。

○こどもの誕生や成長を共に喜び合える地域社会の実現

- ・こどもがまちづくりに参画する仕組みを整えるなど、こどもの意見が反映される社会をつくることにより、将来の社会の担い手の育成をすすめる。

- ・誰もが必要な情報を容易に得られ、相談や仲間づくりができるよう、きめ細かに情報発信や交流をすすめることにより、まちづくりへの理解や関心の醸成、参加の促進を図る。
- ・飛騨地域3市1村の連携による結婚相談所の運営や結婚のきっかけとなる出会いの機会創出、新生活への支援などにより、結婚を後押しできる社会づくりをすすめる。

(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上・増進	(1)児童福祉施設 ・ 保育所 ・ その他	・ 保育施設等給付事業 ・ 児童遊園運営事業 ・ 私立保育所整備費等助成事業 ・ 公立保育園運営事業 ・ つどいの広場等運営事業	高山市	
	(3)高齢者福祉施設 ・ 老人福祉センター ・ その他	・ 老人福祉施設管理事業 ・ 福祉センター管理事業		
	(5)障害者福祉施設 ・ その他	・ 身体障がい者福祉センター運営事業		
	(7)市町村保健センター及びこども家庭センター	・ 保健センター管理事業 ・ こども家庭センター運営事業		
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 ・ 児童福祉 ・ 高齢者・障害	・ 公立保育園運営事業【再掲】 ・ つどいの広場等運営事業【再掲】 ・ 障がい児通所支援事業 ・ 養育医療給付事業 ・ 子ども医療費助成事業 ・ 母子父子家庭医療費助成事業 ・ 要保護及び準要保護等児童生徒援助事業 ・ 遺児激励金給付事業 ・ 児童手当給付事業 ・ 児童扶養手当給付事業 ・ 障がい児居宅支援事業 ・ 私立保育所運営費等助成事業 ・ 事業所内保育施設運営費等助成事業 ・ 放課後児童クラブ運営事業 ・ ひとり親家庭等支援事業 ・ こどもの居場所づくり推進事業 ・ 病児保育運営事業 ・ こども発達支援事業 ・ こども政策推進事業 ・ 子育て支援センター運営事業 ・ 出産・子育て応援事業 ・ 幼児教育支援事業		

	者福祉	・シルバー人材センター助成事業 ・介護人材確保事業 ・養護老人ホーム委託事業 ・高齢者在宅生活支援事業 ・高齢者いきがいきづくり推進事業 ・高齢者等住宅改造助成事業 ・買い物支援事業 ・外出支援事業【再掲】 ・身体障がい者補装具等給付事業 ・更生医療等給付事業 ・障がい者生活支援事業 ・障がい支援区分認定審査事業 ・障がい者手当給付事業 ・障がい福祉サービス給付事業 ・地域生活支援事業 ・安全安心快適なまちづくり事業 ・障がい者住宅改造助成事業 ・自立支援給付等利用者負担助成事業 ・障がい者施策推進事業 ・重度障がい者医療費助成事業 ・介護保険事業（特別会計） ・デジタル推進事業【再掲】		
	・その他	・結婚支援事業 ・被災者支援事業 ・こころの健康支援事業 ・感染症対策事業 ・健康づくり推進事業 ・健康診査事業 ・訪問指導事業 ・総合相談支援事業 ・民生児童委員事業 ・地域福祉計画推進事業 ・生活保護給付事業 ・社会福祉協議会助成事業 ・戦没者追悼事業 ・公衆衛生推進事業 ・女性相談事業 ・母子保健事業		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

① 医療・保険【再掲】

- ・どこに住んでいても、医療を受けることができ、将来にわたり持続可能な医療体制の整備が求められている。

(2) その対策

① 医療・保険

○地域医療体制の充実

- ・高度医療機関及び中核病院との連携などにより、地域医療体制を安定的に維持する。
- ・医療機関と連携した医療を目指す学生への支援などにより、医療人材の育成確保を図る。
- ・国保診療所や移動診療車の運営などにより、地域医療体制の充実を図る。

(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 ・診療所	・直営診療所運営事業（特別会計）	高山市	
	(3)過疎地域持続的 発展特別事業 ・民間病院	・医療確保等支援事業 ・救急医療対策事業		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

- ・児童生徒の多様な学びに対するニーズへの対応が求められている。
- ・地域に対する愛着の醸成や未来に希望が持てる教育の提供が求められている。

② スポーツ

- ・楽しみながら気軽にスポーツを体感できる機会を提供する必要がある。
- ・多様な市民ニーズに対応したスポーツ環境が求められている。

(2) その対策

① 学校教育

○多様な学びを約束する学習環境の整備

- ・不登校児童生徒に対する多様な支援などにより、幅広い学びの環境を提供する。
- ・小中一貫教育の推進により、学習環境づくりに取り組む。
- ・学校の適正規模を考慮した整備により、学校施設の学習環境の保全と安全性や利便性の向上を図る。
- ・ICT機器を活用した高度な学習環境の提供などにより、学校における教育のデジタル化を図る。

○地域への愛着と郷土への誇り、未来への希望の醸成に向けた学びの提供

- ・社会科副読本の更新や地元住民の協力により、身近でわかりやすく特色のある郷土学習をすすめる。
- ・プログラミング学習や外国語指導助手（ALT）による外国語指導などの取り組みにより、デジタル化やグローバル化のすすむ社会を生き抜く力を身につける学びを提供する。

② スポーツ

○気軽にスポーツに触れられる機会の提供

- ・気軽に体を動かす機会の創出などにより、スポーツが身近になる環境を提供する。

○市民の多様なニーズに合わせたスポーツ環境の提供

- ・野球場や中山公園陸上競技場の整備をはじめ、既存施設の適正な維持修繕により、市民がスポーツに触れる環境の充実を図る。

<エリア連携>

○高地の特性と長野県方面からのアクセスを有するエリア(久々野地域・朝日地域・高根地域)

- ・高地トレーニングエリアにおける利用促進

(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 ・校舎 ・教職員住宅 ・スクールバス・ボート ・その他	・小中学校整備事業	高山市	
		・教員住宅管理事業		
		・スクールバス管理事業		
		・学校給食機器等整備事業 ・小中学校管理事業 ・教育機器整備事業		
	(3)集会施設、体育施設等 ・公民館 ・体育施設 ・図書館	・公民館管理事業 ・生涯学習施設等管理事業		
		・体育施設管理事業 ・体育施設整備事業		
		・図書館管理事業		
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 ・義務教育 ・生涯学習・スポーツ ・その他	・教育研究所運営事業 ・小中学校運営事業		
		・スポーツ推進事業 ・郷土教育推進事業 ・青少年健全育成事業 ・生涯学習推進事業 ・二十歳のつどい開催事業		
		・図書教育推進事業 ・部活動支援事業 ・教育委員会事務局運営事業 ・家庭教育充実事業 ・特別支援教育推進事業 ・外国青年（外国語指導助手）招致事業 ・幼児教育支援事業【再掲】 ・高等教育等支援事業 ・心の教育推進事業 ・総合計画推進事業 ・学校給食運営事業 ・学校給食運営事業（特別会計） ・進学準備等支援事業		
	(5)その他	・高地トレーニング強化拠点施設活用事業【再掲】 ・通学路照明灯整備事業		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

① 土地利用・都市計画

- ・長期的な視点は堅持しつつ、社会的な変化などに対応した都市計画が求められている。

② 住宅・公園・景観

- ・身近なところで遊ぶことができる場所や休憩し交流できるスポットが求められている。
- ・人々を魅了する景観の保全と規制について、バランスの取れた制度の構築が求められている。
- ・増加する空き家への対策が求められている。

(2) その対策

① 土地利用・都市計画

○地域特性や長期的視点を踏まえた土地利用

- ・長期的視点に立ち、社会的な変化などに対応する都市計画に見直すことにより、適正な土地利用を図る。
- ・緑地保全に対する制度の拡充などにより、山林の保全や里山景観の維持を図る。

② 住宅・公園・景観

○公園やまちかどスポットの充実

- ・公園やまちかどスポットの再整備などにより、こどもの遊び場や憩いの場の充実を図る。

○地域の特性に応じた景観の保全・創出

- ・美しい景観と潤いのあるまちづくり条例や景観計画などの適切な運用により、景観の保全を図る。

○空き家対策・活用

- ・危険な空き家の除去や活用可能な空き家の利用促進により、市民の安全な生活環境の保全を図る。

<エリア連携>

○街道景観と都市部とのアクセスを有するエリア(清見地域・荘川地域)

- ・四季折々の美しい街道景観の保全と活用

○高地の特性と長野県方面からのアクセスを有するエリア(久々野地域・朝日地域・高根地域)

- ・地域活性化に向けた廃校施設の活用

○高規格道路沿線(延伸)の立地を有するエリア(高山地域・丹生川地域・清見地域・荘川地域・上宝・奥飛騨温泉郷地域)

- ・四季折々の美しい街道景観の保全と活用(再掲)

(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 ・集落整備	・景観保全奨励事業 ・緑地保全推進事業	高山市	
	(3)その他	・無電柱化整備事業 ・空家等対策事業【再掲】 ・公園管理事業 ・河川管理事業【再掲】 ・耕作放棄地対策事業【再掲】 ・建築政策推進事業		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

1 1. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

① 歴史文化

- ・各地域における歴史遺産や継承されてきた伝統文化の維持・継承が求められている。
- ・歴史遺産や伝統文化の新たな活用などによる市民の地域への愛着の醸成や重要性の理解を深める必要がある。

② 生涯学習・文化芸術

- ・文化芸術に気軽に触れたり活動したりできる環境が求められている。
- ・若者がやりがいや生きがいを持って活動できる機会を創出する必要がある。

(2) その対策

① 歴史文化

○地域における歴史遺産・伝統文化の保存継承

- ・歴史的建造物の耐震化・防火対策の計画的な実施などにより、防災能力の向上を図る。
- ・地域の歴史遺産の指定や登録を推進することにより、保存と活用を図る。

○文化財等の新たな活用による郷土愛の醸成

- ・実演や体験、協働による資料整理、ICT技術を活用した情報発信などにより、気軽に歴史・伝統に触れられる機会を創出し、郷土愛や地域への誇りの醸成を図る。

② 生涯学習・文化芸術

○市民の主体的な文化芸術活動や生涯学習活動の促進

- ・市民主体の文化芸術活動に対する支援や学習情報の提供などにより、喜びや生きがいを感じられる機会の充実を図る。

○若者が活躍できる機会の創出

- ・地域や事業者と連携した取り組みなどにより、若者の交流や主体的な活動を支援する。

(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 0 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 ・地域文化振興施設	・文化芸術振興事業	高山市	
	(3)その他	・歴史遺産等保存活用事業 ・文化財保護事業 ・指定文化財保存修理事業 ・文化財施設管理事業 ・伝統的工芸品産業等振興事業【再掲】 ・郷土教育推進事業【再掲】 ・若者活動支援事業 ・ブランド推進事業【再掲】		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

① 温暖化対策・自然環境

- ・豊かな自然資源を活用したエネルギーの地産地消に取り組む必要がある。

(2) その対策

① 温暖化対策・自然環境

○自然資源を活用したエネルギーの地産地消等による脱炭素社会の実現

- ・自然がもたらす多様な恵みを活かした再生可能エネルギーの導入促進等により、エネルギーの地産地消と地域内経済循環、気候変動に対応する脱炭素社会の実現を図る。

(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	(3)その他	・自然エネルギー普及促進事業 ・環境都市推進事業	高山市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- ・豊かな自然環境の保全と活用が求められている。
- ・地域活動における担い手の確保が求められている。
- ・市民協働による多様な課題の解決が求められている。
- ・多様な主体による協働のまちづくりの深化が求められている。
- ・自分らしく生きられる、多様性の尊重が求められている。
- ・新たな体制によるまちづくりが求められている。
- ・公有財産の有効活用が求められている。

(2) その対策

① その他地域の持続的発展に関し必要な事項

○豊かな自然に対する理解と自然環境の保護・保全と利活用

- ・自然環境に対する意識を向上させ、生物多様性の保全をすすめるとともに、中部山岳国立公園をはじめとした自然公園などの自然環境の保護と、さらなる磨き上げにより、魅力の向上を図る。

○地域活動における担い手の確保

- ・地域の負担軽減や、多様な主体の協働を促進し、町内会やまちづくり協議会などへの支援により、地域コミュニティの維持や活性化に向けた取り組みをすすめる。

○市民協働による多様な課題の解決

- ・市民、町内会、市民活動団体、学校、事業者など、地域づくりの様々な担い手の協働を促進することにより、地域課題に取り組む環境整備をすすめる。

○多様な主体による協働のまちづくりの深化

- ・町内会やまちづくり協議会の位置づけを明確化し、多様な主体の協働による自主的なまちづくり活動を活発的に取り組む環境整備をすすめる。

○自分らしく生きられる、多様性の尊重

- ・多様な生き方や働き方に対する市民の意識醸成などにより、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を図る。

○新たな体制によるまちづくり

- ・市民のまちづくりに対する思いを実現する仕組みの構築により、新たなまちづくりの構築を図る。

○公有財産の有効活用

- ・公共施設の複合化や多機能化をすすめる。

<エリア連携>

○南北の連携軸を有するエリア(高山地域・一之宮地域・久々野地域・国府地域)

- ・ヘルスツーリズムの推進

・アルコピアスキー場廃止後の地域振興策の推進

○高地の特性と長野県方面からのアクセスを有するエリア(久々野地域・朝日地域・高根地域)

・アルコピアスキー場廃止後の地域振興策の推進（再掲）

(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		・地域づくり活動支援事業 ・社会教育推進事業 ・市民憲章推進事業 ・市民活動支援事業 ・自然公園等管理事業 ・生物多様性保全推進事業 ・生活環境保全林管理事業 【再掲】 ・公共施設等総合管理計画推進事業 ・総合計画推進事業【再掲】 ・財産管理事業 ・庁舎管理事業 ・庁舎整備事業 ・公文書館管理事業 ・車両管理事業 ・健康づくり推進事業【再掲】	高山市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。